

# 各種減免基準状況一覧表

減免基準	減免割合							
	全額免除	8割減免	7割減免	6割減免	5割減免	3割減免	2割減免	
厚生福祉会館使用料減免基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔体育館を体育のために使用する場合〕</li> <li>・市立の学校</li> <li>・市及び市の部局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の団体、PTA、市立以外の学校、社会教育団体</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校又は社会教育団体以外のもの</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔体育館を体育以外に使用する場合〕</li> <li>・市が他に共催を申し入れた場合</li> <li>・市が実質的に主体の場合又は誘致した場合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館の運営に支障がないと認めるときで行事の準備(後片付けを含む。)又はスポーツ(レクリエーション)等に使用する場合</li> <li>・営利又は営業を目的に使用する場合(営利又は営業を目的とする使用については、この表の金額の10倍の額の使用料を徴収)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立以外の学校、官公署、社会教育団体、文化団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記以外の団体</li> <li>・市が他を後援する場合</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔集会所〕</li> <li>・市立の学校</li> <li>・市及び市の部局</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立以外の学校、官公署、社会教育団体、文化団体</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記以外の団体</li> </ul>	
島田会館使用料減免基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市及び市の部局等</li> <li>・市立の学校、保育所等</li> <li>・三条市自治会長協議会等</li> <li>・三条市自治防犯組合等</li> <li>・地区施設管理委員会</li> <li>・市が共催する場合</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校PTA</li> <li>・市が後援する場合</li> </ul>			
男女共同参画センター使用許可要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの利用登録をしたネットワーク三条に加盟している団体(基本額が全額免除)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの利用登録をしたネットワーク三条に加盟している団体(時間額が1/2減額)</li> </ul>			
農村環境改善センター利用料金減免基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三条市</li> <li>・三条市立の幼稚園、学校、保育所及び児童館</li> <li>・三条市立の幼稚園、学校、保育所及び児童館のPTA及び保護者会</li> <li>・三条市内各農区、にいがた南蒲農業協同組合</li> <li>・三条市内農家に関係する各土地改良区</li> <li>・三条市自治会長協議会及び各自治会、三条市自治防犯組合</li> <li>・三条市内の各地区防犯連絡協議会</li> <li>・三条市内の各行政区の自治防犯会</li> <li>・三条市又は農業委員会が共催・後援する場合</li> <li>・中越農業共済組合、農業改良普及センター</li> <li>・三条市内の農業者の組織する団体等</li> <li>・三条市教育委員会が主催あるいは共催する場合</li> <li>・三条市教育委員会関係関係施設設備使用料減免基準を適用する団体、地区住民により構成された団体等(ただし、条例第1条に掲げた活動をする場合に限り。)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・三条市教育委員会関係施設使用料減免基準の5割減免の団体</li> </ul>			
総合福祉センター使用料減免基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三条市民生委員協議会</li> <li>・三条市身体障害者福祉協議会</li> <li>・三条市肢体不自由児父母の会</li> <li>・自閉症児者を育てる会</li> <li>・三条市母子寡婦福祉会</li> <li>・三条市遺族連合会</li> <li>・三条市地区保護司会</li> <li>・三条市内の社会福祉法人</li> <li>・らいふ・すていしょん運営委員会</li> <li>・新潟県雪楯友の会三条地区</li> <li>・三条市老人クラブ連合会</li> <li>・三条市ボランティア連絡協議会加盟団体</li> <li>・児童クラブ</li> <li>・三条市教育委員会関係施設使用料減免基準の全額免除の団体</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・三条市教育委員会関係施設使用料減免基準の5割減免の団体</li> </ul>			

# 各種減免基準状況一覧表

減免基準	減免割合						
	全額免除	8割減免	7割減免	6割減免	5割減免	3割減免	2割減免
諸橋博士漢学の里入館料減免基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の小学校、中学校又は、養護学校の児童、生徒又はこれらの者の引率者が教育課程に基づく教育活動として入館する場合</li> <li>児童等(市外の学校に通学する者を含む。)が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に入館する場合</li> <li>身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者が入館する場合</li> <li>身体障害者更生援護施設や知的障害者援護施設、精神病院、施設の入所者若しくは通所者及びこれらの者を引率する職員が入館する場合</li> <li>身体障害者手帳に第1種身体障害者として記載されている者、精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者として記載されている者が入館する場合で、その者1人につき1人の介助者</li> </ul>						
鍛冶道場使用料減免基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>市又は行政委員会が主催又は共催する事業で使用する場合</li> <li>保育所、幼稚園若しくは市内の小・中学校の教育活動で使用する場合</li> <li>市内の小・中学校のPTA又はそれに準ずる団体が行うものづくり教育活動で使用する場合</li> <li>市内の産業経済団体等が市内全域又は全市民を対象として行う公共的又は公益的な事業で使用する場合</li> <li>市内各自治会等又は自治会長協議会が主催する総会、役員会又は地域全体の事業で使用する場合</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>市以外の官公庁の行政事務の遂行で使用する場合</li> <li>市以外の保育所、幼稚園若しくは小・中学校又は高等学校、大学その他の教育機関が行う保育、教育、研究等で使用する場合</li> <li>産業経済団体等の事業活動が当該施設の設置目的に沿っている場合</li> </ul>		
金子新田会館減免基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>市、市の部局、市立の学校</li> <li>市が共催する場合</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>官公庁、市立以外の学校、社会教育団体</li> <li>市が後援する場合</li> </ul>			
勤労福祉会館使用料減免基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>市、市の部局</li> <li>市立の学校</li> <li>市が共催する場合</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>官公庁、市立以外の学校、社会教育団体、勤労者団体</li> <li>市が後援する場合</li> </ul>			
農産物加工施設利用料金減免基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>市又は行政委員会等(教育委員会を含む)が主催又は共催する事業等のために使用する場合</li> <li>市内の小・中学校が児童生徒の教育のために使用する場合</li> <li>その他市長が特に必要と認めた場合 10割以内減免</li> </ul>						
農業体験交流センター使用料減免基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>三条市</li> <li>三条市立の幼稚園、学校、保育所及び児童館</li> <li>三条市内各農区</li> <li>にいがた南蒲農業協同組合</li> <li>三条市内各土地改良区</li> <li>三条市自治会長協議会及び各自治会</li> <li>三条市自治防犯組合</li> <li>三条市内の各地区防犯連絡協議会</li> <li>三条市内の各行政区の自治防犯会</li> <li>三条市又は農業委員会を共催する場合</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>三条市農業担い手協議会</li> <li>三条市農業振興会議</li> <li>三条園芸振興協議会</li> <li>大島園芸振興協議会</li> <li>その他三条市内農業者の組織する団体等</li> <li>三条市又は農業委員会が後援する場合</li> <li>三条市教育委員会が後援する場合</li> </ul>			
農業体験学習施設利用料金減免基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>市又は行政委員会等(教育委員会を含む)が主催又は共催する事業等のために使用する場合</li> <li>市内の小・中学校が児童生徒の教育のために使用する場合</li> <li>その他市長が特に必要と認めた場合 10割以内減免</li> </ul>						
交流促進センター利用料金減免基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>市又は行政委員会等(教育委員会を含む)が主催又は共催する事業等のために使用する場合</li> <li>市内の小・中学校が児童生徒の教育のために使用する場合</li> <li>その他市長が特に必要と認めた場合 10割以内減免</li> </ul>						

# 各種減免基準状況一覧表

減免基準	減免割合						
	全額免除	8割減免	7割減免	6割減免	5割減免	3割減免	2割減免
教育委員会関係施設設備使用料減免基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三条市社会教育協会</li> <li>・三条市体育協会</li> <li>・三条市小学校体育連盟</li> <li>・三条市中学校体育連盟、南蒲原郡中学校体育連盟</li> <li>・総合型地域スポーツクラブ</li> <li>・三条市スポーツ少年団及び登録単位団</li> <li>・三条市文化団体協会及び各支部</li> <li>・三条市連合婦人会</li> <li>・三条市PTA連合会及び各支部</li> <li>・三条市青少年育成市民会議及び各支部</li> <li>・三条市青少年育成アドバイザーの会</li> <li>・三条市子ども会連合会及び連合会加盟団体</li> <li>・新潟県及び三条市の各教育委員会が指定した市内の文化財の保存団体</li> <li>・三条市音楽協会</li> <li>・三条美術協会</li> <li>・三条市生涯学習インストラクターの会</li> <li>・三条市老人クラブ連合会及び連合会加盟老人クラブ</li> <li>・栄老人クラブ連合会及び連合会加盟老人クラブ</li> <li>・下田老人クラブ連合会及び連合会加盟老人クラブ</li> <li>・三条市社会福祉協議会及び各支所</li> <li>・三条市民生委員児童委員協議会及び地区民生委員児童委員協議会</li> <li>・市内の社会福祉法人（*三条市社会福祉協議会を除く）</li> <li>・総合型地域コミュニティ</li> <li>・三条市自治会長協議会</li> <li>・三条地区自治会長協議会、栄地区自治会長協議会、下田地区自治会長協議会</li> <li>・各行政区自治会（班を含む）</li> <li>・各地区自治防犯組織</li> <li>・市内小・中学校、幼稚園、保育所（園）、児童館</li> <li>・三条市小中学校長会、三条市小学校長会、三条市中学校長会</li> <li>・市内小・中学校PTA及び町内PTA</li> <li>・市又は行政委員会等（教育委員会を含む）が主催または共催する場合</li> </ul> <p>団体に応じて、使用料免除の対象外施設あり。</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・三条市体育協会加盟団体（三条市スポーツ少年団・三条市スポーツ少年団加盟団体は除く）</li> <li>・三条市体育協会加盟団体単位チーム</li> <li>・三条市文化団体協会加盟団体</li> <li>・三条市連合婦人会加盟団体</li> <li>・教育委員会が認定した社会教育団体</li> <li>・新潟県県央モラロジー事務所</li> <li>・三条さわらび会</li> <li>・三条友の会</li> <li>・環境NPO良環</li> <li>・実践倫理宏正会三条支舎</li> <li>・倫理研究所家庭倫理の会長岡市三条嵐南支部</li> <li>・星空ファクトリー</li> <li>・三条市音楽協会加盟団体</li> <li>・文化財調査研究団体</li> <li>・下田郷文化財調査研究会</li> <li>・市以外の官公庁</li> <li>・三条市が構成団体となっている一部事務組合</li> <li>・三市南蒲地域視聴覚教育協議会</li> <li>・学校教育法第1条に規定する学校（ただし、市内の小・中学校、幼稚園を除く）</li> <li>・市内の小・中学校PTA及び町内PTA</li> <li>・市又は行政委員会等（教育委員会を含む）が後援する場合</li> </ul> <p>団体に応じて、使用料免除の対象外施設あり。</p>		